

教育委員会会議録

開会の日時	令和4年3月22日 午後7時00分
閉会の日時	令和4年3月22日 午後7時50分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 北村 陽 教育委員 中村 孝史・永井 正高・駒田 聡子 中西 康裕・畑井 祐樹
会議録に署名する委員氏名	駒田 聡子・中西 康裕
会議に出席した者の職・氏名	<p>(説明のために出席した者)</p> <p>事務部長 鈴木 光代 学校教育部長 籠谷 芳行 教育総務課長 前村 忍 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 山鹿 富生 社会教育課長 山口 真司 スポーツ課長 沖塚 孝久 教育研究所長 西村 朱美 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 中川 靖美 学校教育課副参事 西尾 正美 学校教育課副参事 上永 真弓 学校教育課副参事 亀山 知典 教育研究所副参事 村井 雅哉</p> <p>(職務のために出席した事務局職員)</p> <p>教育総務課総務係長 岡村 基司</p>

<p>会議に付した 事件</p>	<p>議案第 14 号 第 3 期伊勢市教育振興基本計画について 議案第 15 号 令和 4 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について 議案第 16 号 第 3 期伊勢市スポーツ推進計画について 議案第 17 号 伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則の廃止について 議案第 18 号 伊勢市教育委員会公印規則の一部改正について 議案第 19 号 伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正について 議案第 20 号 伊勢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について 議案第 21 号 奨学生の決定について</p>
<p>会議の要旨</p>	<p>別添のとおり</p>

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 駒田委員、中西委員を指名

会議に付する案件

- | | |
|----------|--|
| 議案第 14 号 | 第 3 期伊勢市教育振興基本計画について |
| 議案第 15 号 | 令和 4 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について |
| 議案第 16 号 | 第 3 期伊勢市スポーツ推進計画について |
| 議案第 17 号 | 伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則の廃止について |
| 議案第 18 号 | 伊勢市教育委員会公印規則の一部改正について |
| 議案第 19 号 | 伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正について |
| 議案第 20 号 | 伊勢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について |
| 議案第 21 号 | 奨学生の決定について |

議案第 21 号については個人情報に関することとなるため、伊勢市教育委員会会議規則第 14 条の規定により非公開とする旨、教育長から提案され承認。

教育長報告

前回の教育委員会から、児童生徒の命に関わるような大きな交通事故等は報告されていません。

今年度の卒業式及び来年度の入学式についても、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、いずれの学校も卒業生、入学生と保護者のみの参加とし、御来賓の皆様はご出席を控えていただいています。委員の皆様におかれましても、ご出席いただかず、残念ですが早く元通りの学校行事となるよう願っています。

二見浦小と二見中の新校舎は工事が順調に進んでおり、来年度中のいずれかのタイミングで建設中の校舎や体育館など観ていただく予定です。

教職員の人事異動関係では、一般教職員と校長、教頭の異動内示を行いました。来年度は伊勢市から校長昇任 6 人、教頭昇任 11 人となります。教頭の東紀州での昇任については、校長は何人かありましたが、これまであまり記憶にありません。新しい風を伊勢の教育に吹き込んでくれることを期待しています。

今後も伊勢市からの校長、教頭の昇任について、県教委に対し積極的に働きかけていきたいと考えています。

3 月議会については、教育総務課から説明がありますので、私からの報告は以上です。

教育長

それでは議事に入ります。

「議案第 14 号 第 3 期伊勢市教育振興基本計画について」を議案といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、第3期伊勢市教育振興基本計画について、教育委員会の承認を得ようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

「議案第14号 第3期伊勢市教育振興基本計画について」ご説明申し上げます。

第3期伊勢市教育振興基本計画につきましては、2月教育委員会協議会においてパブリックコメントの結果をご報告申し上げ、御協議いただいたところでございます。

その後、3月14日に開催された市議会教育民生委員協議会でご協議いただき、所要の手続きが終了したことから、このたび教育委員会にご提案させていただくものです。

計画の内容につきましては、お手元の第3期伊勢市教育振興基本計画をご高覧いただきますようお願いいたします。

最後に今後の予定でございますが、本日お認めいただけましたならば令和4年度から令和8年度までの5年間、本計画に基づき事業に取り組んでいきたいと考えております。

なお、計画書については写真、イラストなどのレイアウトを調製し、製本したうえで委員のみなさまをはじめ、学校等関係各所に送付し周知に努めてまいります。

以上、「議案第14号 第3期伊勢市教育振興基本計画について」ご提案させていただきました。

何卒、よろしく願います。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第14号 第3期伊勢市教育振興基本計画について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

教育長

異議なしとのことでございます。よって、
「議案第 14 号 第 3 期伊勢市教育振興基本計画について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして「議案第 15 号 令和 4 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」を議題といたします。
事務部長から提案説明を行います

事務部長

2 ページをご覧ください。
これは、令和 4 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について、教育委員会の承認を得ようとするものでございます。
なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

一点訂正をお願い致します。教育方針 5 ページをご覧ください。
5 ページの下段、下の方にあります数値目標の「令和 4 年度中に」の数字ですが 86%とありますが 88%に訂正をお願い致します。申し訳ございませんでした。
「議案第 15 号 令和 4 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」ご説明申し上げます。
令和 4 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針につきましては、2 月教委員会協議会においてご協議いただき、ご承認をいただきました。
今後の予定につきましては、お認めいただきましたならば、令和 4 年度本方針に基づき教育活動を行っていきたいと思います。
以上、「議案第 15 号 令和 4 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」ご説明申し上げます。
何卒、よろしく願います。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

A 委員

内容に関してではないですが、下一桁が小数点以下があるのとないのでは何か意味があるのでしょうか。それをもって 100%を小数第一位までであるのなら、100.0 にしなければおかしいと思います。
小数点以下があるところとないところで、なにか意味があるなら教えてください

さい。

学校教育課副参事

申し訳ございません。そのあたりの方が揃えきれてなかったと思いますので、訂正させていただきます。ご指摘ありがとうございます。

教育長

他にご意見ご質問はございませんか。

B 委員

22 ページの保護者や地域を対象とした人権に関する授業公開や研修会を行った小中学校の割合の数値目標のところ、令和元年度が 93.9%でした。令和2年度においては 12.1%でこれは落ちたというのはどうしてですか。

学校教育課長

令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの関係で授業公開や研修会が行えなかったことによるものです。令和4年度につきましては、感染予防対策をして実施させていただく計画をしています。

B 委員

ありがとうございます。新型コロナウイルスに関しては、これは想定外の出来事で令和2年度は 12.1%ですけれども、おそらく今後もコロナはなくなるのではなく、コロナと一緒に生活していかなければならないという中で、目標数値はあるにしても 95%が果たして妥当な数字なのかなと言うのが、少し心配な部分です。

デリケートな部分なので、色々と言うわけではないんですけれども、先ほどおっしゃられたように感染対策をして頂きながら、数値目標を上げていただきたいと思います。

教育長

他にご意見ご質問はございませんか。

教育長

他にご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 15 号 令和4年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

教育長

異議なしとのことをごさいます。よって、「議案第 15 号 令和 4 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

私から一言申し上げたいと思います。

小数点の問題については、十分精査をして修正をするようにお願いします。その際は課長、部長の決裁を必ず得ていただきますようお願いいたします。

教育長

つづきまして

「議案第 16 号 第 3 期伊勢市スポーツ推進計画について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

3 ページをご覧ください。

これは、第 3 期伊勢市スポーツ推進計画について、教育委員会の承認を得ようとするものでございます。

なお、詳細につきましてはスポーツ課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

スポーツ課長

「議案第 16 号 第 3 期伊勢市スポーツ推進計画について」ご説明申し上げます。

第 3 期伊勢市スポーツ推進計画につきましては、2 月教育委員会協議会においてパブリックコメントの結果をご報告申し上げ、御協議いただいたところがございます。

その後、3 月 14 日に開催された市議会教育民生委員協議会でご協議いただき、所要の手続きが終了したことから、このたび教育委員会に提案させていただくものです。

計画の内容につきましては、お手元の第 3 期伊勢市スポーツ推進計画をご高覧いただければと思います。

最後に今後の予定でございますが、本日、お認めいただけましたならば、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間、本計画に基づき事業に取り組んでいきたいと考えております。

なお、計画書の現状値等については令和 3 年度の市民アンケート結果集計に基づき、最新のものを反映いたしました。

今後はレイアウトを調製し、製本したうえで委員のみなさまをはじめ、関係各所に送付し周知に努めてまいります。

以上、「議案第 16 号 第 3 期伊勢市スポーツ推進計画について」を、ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、スポーツ課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

A 委員

まったく先ほどと同じですけれども、小数点以下を、揃えるか揃えないかという所と、レイアウトをされるということでしたけれども、図の中にタイトルがある物とそうでない物があつたりしますので、その辺も揃えて頂けたらと思います。

それは、自分が先日まで卒業論文を見ていたので、そういう点がすごく気になりました。図の場合はタイトルが下に来るんですが、その辺はお任せします。

またレイアウトの方は揃えて頂きたいです。よろしく願いします。

スポーツ課長

ご指摘ありがとうございます。製本にあたり修正させていただきます。

教育長

他にご意見ご質問はございませんか。

教育長

他にご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 16 号 第 3 期伊勢市スポーツ推進計画について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

教育長

異議なしとのことでございます。よって、

「議案第 16 号 第 3 期伊勢市スポーツ推進計画について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして

「議案第 17 号 伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則の廃止について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

4ページをご覧ください。

これは、伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者の選定が終了したことにより、規則を廃止しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

「議案第17号 伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則の廃止について」ご説明申し上げます。

この規則は、来年度8月からの新たな受託調理者を選定するための規則でしたが、選定委員による選定が終了いたしましたので規則を廃止するものでございます。

以上、「議案第17号 伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則の廃止について」をご説明申し上げます。

何卒、よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第17号 伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則の廃止について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

教育長

異議なしとのことでございます。よって、

「議案第17号 伊勢市中学校給食共同調理場調理等業務受託者選定委員会規則の廃止について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして「議案第18号 伊勢市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います

事務部長

6 ページをご覧ください。

これは、伊勢市学校設置条例の改正に伴い統廃合された小中学校及び伊勢市立幼稚園条例の改正に伴い廃園される幼稚園の公印数の整理をするため、規則の改正をしようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

「議案第 18 号 伊勢市教育委員会公印規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

7 ページを御高覧ください。

本改正につきましては「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する施設整備計画」に基づき、現在、休園の措置をとっている公立幼稚園 7 園について、令和 3 年度をもって廃止することに伴い公印数を改めることのほか、桜浜中学校及びみなと小学校の設置に伴う公印数の改正がなされておりましたので、併せて改正するものでございます。

改正内容でございますが、8 ページ以降の新旧対照表を御高覧ください。

右側が改正前、左側が改正後でございます。9 ページ 2 段目「学校印」の項から「幼稚園長印」の項をそれぞれ、学校数に合わせ公印数を改正いたします。また、公印の書体「れい書」の表記を平仮名から漢字表記に改めるものでございます。

なお、この規則は令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、「議案第 18 号 伊勢市教育委員会公印規則の一部改正について」をご説明申し上げます。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 18 号 伊勢市教育委員会公印規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

教育長

異議なしとのことをごさいます。よって、

「議案第 18 号 伊勢市教育委員会公印規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして

「議案第 19 号 伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

10 ページをご覧ください。

これは、教育職員に対する一年単位の週休日及び勤務時間の割り振りに関する特例の規定を設けるため、規則の一部を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

「議案第 19 号 伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

11 ページと、12 ページから 13 ページの改正前、改正後も合わせてご高覧ください。

これは、教職員が心身ともに健康でその専門性を生かしつつ児童生徒に効果的な教育を行うため、学校における働き方改革一環として国の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部が改正されたことにより、教育職員に対する一年単位の週休日及び勤務時間の割り振りに関する特例の規定を設けるため、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の一部が改正されました。

このことから「三重県立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」のが改正されたため、市としましても国の指針及び県の規則の改正に合わせて「伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」の一部を改正していくものでございます。

概要としましては、一年単位の週休日及び勤務時間の割振りに関する特例の対象となる教育職員の時間外労働時間の上限について、月 45 時間を 42 時間に、年 360 時間を 320 時間とする規定を規則の第 2 条の項 3 に加えます。

ご承認いただけましたならば、国及び県に合わせて令和 4 年 4 月 1 日より施行となり、本規則及び方針等を各小中学校に周知してまいりたいと考えております。

以上、「議案第 19 号 伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正について」を、ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

C委員

改正については問題はなく意見はないのですが、今、現実的に伊勢市内の各中学校で教員の勤務時間をどのような形で把握されているのかというのを教えてください。

学校教育課副参事

各小中学校の方から月別に報告を上げるようにしております。それを県の方にも報告をするという形で周知をしております。

C委員

報告はその方法で分かりましたが、日々の勤務時間が何時間だったか等どのように把握しているか教えてください。

学校教育課長

日々の報告は、各職員から管理職の方へ報告し、それを管理職が記録してまとめています。

C委員

今までのパターンでいくと出勤簿が印鑑方式であったりと、教育業界は遅れている部分があって日々の時間管理が非常にルーズというか、しっかり出来ない所が良いところでもあり、悪いところでもあると言われているので、伊勢市内の小中学校について、例えばタイムレコーダーや新たな ICT を使った出勤管理システム等で何時から何時まで勤務したか、帰ったのが何時だったかというようにデータとしての記録が今は取られてるのか、現状はどのように行われているのかということをお聞きしたいです。

学校教育課長

おっしゃられたように、機械的にデータを取っているわけではなく自己申告なんですけれども、それぞれ表が渡されていて、何時に出校、何時に退校と言うのを打ち込んでいきますと残業時間が何時間と言うのが出る表を渡しております。それを月ごとに集計したものを学校からまとめて教育委員会に提出するというので、タイムレコーダーやパソコンの起動時間などというようなものは今のところは利用していないと状況でございます。

D 委員

先ほど、個人で申請するという話だったのですが、例えば個人で申請した時間に対して、帰宅したという確認はされていないという認識で良いでしょうか。

学校教育課長

実際のところ、おっしゃられているように管理職が最後まで確認しているわけではなくあくまでも自己申告です。

来年度につきましては校務支援システムが導入されますので、パソコン起動時間を記録する等考えておりますけれども、会社のようにタイムカードでの管理までは考えておりません。

D 委員

私は製造業に携わっていますが、現場の方はタイムカードで管理できますが、間接部門になりますとどうしても残業が多くなり、タイムカードで退社記録をした後で残業しているということもあったので、職員組合でパトロールしたりもしました。最終的にはパソコンの起動時間を制限して残業できないようになっています。企業でもそういう方向に変わってきているので、つらい方も中にはいらっしゃるかも分かりませんし、早く手を打っていただきたいと思います。

教育長

これに関しましては、県教委の方から具体的に個人の勤務時間を把握するように指示が来ています。そこには例えばタイムカードなどでという具体的なことも言われておりますが、伊勢市におきましては来年度導入する校務支援システムでということになっておりますが、そのあたりはいかがですか。

教育研究所副参事

来年度から導入される校務支援システムでタッチパネルで出勤時、退勤時が記録されるシステムの導入を予定しています。

D 委員

定時を過ぎてから退勤を記録したとすると、そこは時間外労働という扱いでよろしいですか。

学校教育課長

もちろん時間外労働にはなりますが、教員は時間外手当はありませんのであくまで時間を報告してもらうこととなります。虚偽の申告はしないよう指導もしています。

教育長

虚偽の申告については、県教委も厳しく指導しており管理職が処分の対象となると言い切っています。伊勢市も個人申告ではありますが、校務支援システ

ムでしっかりと出退勤を管理していく予定です。これに関しては委員のみなさまからも色々ご意見があると思いますので、導入されてからでも結構ですので、またご意見ありましたらよろしくお願ひします。

教育長

他にご意見ご質問はございませんか。

教育長

他にご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 19 号 伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

教育長

異議なしとのことでございます。よって、

「議案第 19 号 伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして「議案第 20 号 伊勢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います

事務部長

14 ページをご覧ください。

これは、伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例第 11 条の規定に基づき、委員を委嘱しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

「議案第 20 号 伊勢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

これは、令和 4 年 3 月 24 日で伊勢市いじめ問題対策委員会委員の任期が満了となるため、伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例の規定に基づき、いじめ問題対策委員会委員を委嘱しようとするものでございます。

委嘱しようとする 4 名はいずれの方も引き続きお願いする方でございます。不登校についてご専門のフリースクール三重シューレ代表の石山佳秀様、三

重弁護士会・弁護士の白山雄一郎様、臨床心理士でスマイルいせで相談員をしていただいている前川知奈美様、教育心理学のご専門である皇學館大學教育学部教授の渡邊賢二様でございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、令和4年3月25日をもって委嘱をさせていただく予定でございます。

任期は2年で令和6年3月24日までとなります。

以上、「議案第20号 伊勢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」をご説明申し上げます。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

A 委員

一点、教えてください。この会議は定期で行われているものなのか、非定期で行われているものなのかどちらでしょうか。あと、表記の仕方で所属となっておりますが役職の方もみえて違和感がありますので、整えていただいた方がよいのではないかと感じました。

学校教育課副参事

表記についてご意見ありがとうございます。変更させていただきたいと思えます。

この会議につきましては年2回6月から9月の間に1回、2月か3月に1回開催しております。また、なにか問題が発生した際には臨時で開催しております。

B 委員

この方々の選定理由を教えてください。

学校教育課副参事

選定理由につきましては、それぞれの専門分野の方を選出しております。

いじめ問題に関するそれぞれご専門の方で、不登校に関するご専門、法律に関するご専門、臨床心理士として相談員をされている方、教育心理学や教育に関するご専門の方等を選出しております。

B 委員

いじめ問題に関する見識や御功績のある方という認識でよろしいですか。

学校教育課副参事

はい。そうです。

A 委員

保護者や保護者だった人などを選出してはどうかと思います。そういう視点もあつたらいいと思います。

教育長

それについては規程があると思いますので、確認をお願いします。

(規程確認のため一時中断)

学校教育課副参事

委員の選定については、規定の中の第 11 条に「対策委員は 5 人以内で組織し、教育、法律、医療、心理、福祉等の見識や経験のある者の内から教育委員会が委嘱し任命をする」ということになっています。

教育長

規定の中には保護者の方に対する要項はないということですね。

学校教育課副参事

はい。また、保護者の方に対しては別に伊勢市いじめ対策連絡協議会というものがございまして、そちらの方で PTA の市の代表の方から意見を出して頂けるようにしております。

教育長

他にご意見ご質問はございませんか。

教育長

他にご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第 20 号 伊勢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

教育長

異議なしとのことでございます。よって、

「議案第 20 号 伊勢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして

「議案第 21 号 奨学生の決定について」を議題といたします。
事務部長から提案説明を行います。

(以下、審議内容については非公開)

(議案第 21 号は原案どおり承認)

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

教育長

特にないようですので、これもちまして教育委員会を閉会いたします。